

電気需給約款

(低圧)

【2017年5月18日実施】

F T エナジー株式会社

目 次

I 総 則	1
1. 適用.....	1
2. 需給約款等の変更.....	1
3. 定義.....	1
4. 単位および端数処理.....	3
5. 実施細目等.....	3
II 契約について	4
6. 電気需給契約の申込み.....	4
7. 契約の要件.....	4
8. 電気需給契約の成立および契約期間.....	4
9. 需要場所.....	5
10. 電気需給契約の単位.....	5
11. 供給の開始.....	5
12. 供給の単位.....	5
13. 承諾の限界.....	6
14. 電気需給契約書の作成.....	6
III 料金および契約プラン	6
15. 料金.....	6
16. 契約プラン.....	6
IV 料金の算定および支払い	7
17. 料金の適用開始の時期.....	7
18. 検針日.....	7
19. 料金の算定期間.....	7
20. 使用電力量等の計量.....	7
21. 料金の算定.....	7
22. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限.....	8
23. 料金その他の支払方法.....	9
24. 延滞利息.....	10
V 使 用	10
25. 適正契約の保持.....	10
26. 力率の保持.....	10
27. 需要場所への立入りによる業務の実施.....	11
28. 電気の使用にともなうお客さまの協力.....	11
29. 供給の停止.....	11
30. 供給停止の解除.....	12

31. 違約金	13
32. 供給の中止または使用の制限もしくは中止	13
33. 制限または中止の料金割引	13
34. 損害賠償の免責	13
35. 設備の賠償	14
VI 供給および契約の変更、終了	14
36. 電気需給契約の変更	14
37. 名義の変更	14
38. 電気需給契約の廃止	14
39. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にもなう料金および工事費の精算	15
40. 解約等	15
41. 契約プラン料金の改定	16
42. 電気需給契約消滅後の債権債務関係	16
VII 供給方法、工事および工事費の負担	16
43. 供給方法および工事	16
44. 工事費負担金等相当額の申受け等	16
VIII 保 安	17
45. 調査に対するお客さまの協力	17
46. 保安等に対するお客さまの協力	17
IX その他	17
47. 禁止、保証事項	17
48. 消費税法改正の場合の取り扱い	18
49. お客さまに係る情報の取り扱い	18
50. 適用関係および協議	19
51. 準拠法	19
52. 管轄裁判所	19
53. クーリング・オフ	19
54. この需給約款実施期日	19
【別表】	20
1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金	20
2. 燃料費調整	21
3. 加重平均力率の算定	23
4. 使用電力量の協定	23
5. 日割計算の基本算式	24
6. 契約電力および契約容量の計算方法	25

I 総 則

1. 適用

この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約を締結されたお客さま（電気需給契約申込書を提出し当社が受理したお客さまを含みます。）において、当社が、一般送配電事業者が定める託送供給等約款にのっとり、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を供給するときの電気料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件を定めたものです。

2. 需給約款等の変更

- (1) 当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款が改定された場合、法令・条例・規則等が改正された場合、経済情勢の変更が生じた場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の供給条件は変更後の需給約款等によります。

この場合、当社は、あらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社のホームページに掲載する方法、電子メールを送信する方法またはその他の当社が適切と判断した方法（以下「当社が適切と判断した方法」といいます。）により周知することとします。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の本約款によります。また、お客さまから求めがあった場合、当社は、お客さまに対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。

- (2) 本約款の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、当該説明に係る書面の交付および契約変更後の供給条件に係る書面の交付を行う場合、お客さまは、以下の方法により行うことについて、あらかじめ承諾していただきます。

イ 供給条件の説明および当該説明に係る書面の交付を行う場合、当社が適切と判断した方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

ロ 契約変更後の供給条件に係る書面の交付を行う場合には、当社が適切と判断した方法により行い、当社の名称および住所、お客さまとの契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

ハ 上記イおよびロにかかわらず、本約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および当該説明に係る書面の交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の供給条件に係る書面を交付しないこととします。

- (3) お客さまと当社との間で本契約が成立した場合、本約款等本契約に関する供給条件を記載した書面については、遅滞なく、当社が適切と判断した方法によりお客さまに交付するものとし、お客さまは、この点について、あらかじめ承諾していただきます。

3. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低圧

標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。

(2) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧（標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルトをいいます。）の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(4) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(5) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(6) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(7) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値とします。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 契約電力等

契約電流、契約容量および契約電力を総称したものをいいます。

(11) 契約使用期間

契約上電気を使用できる期間をいいます。

(12) 最大需要電力

需要電力の最大値であって、30 分最大需要電力計により計量される値をいいます。

(13) 使用電力量

お客さまが使用した電力量であり、一般送配電事業者が設置した計量器により供給電圧と同位の電圧で計測された 30 分ごとの値をいいます。

(14) 一般送配電事業者

電気事業法第 2 条 1 項第 9 号に定める事業者で、お客さまの供給区域において託送供給等を行う事業者をいいます。

(15) 契約プラン

需要場所ごとの電気の使用状況に応じた各契約プランの定義書に定める基本料金、電力料金等お客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件をいいます。

(16) 付帯メニュー

電気料金メニューごとに付帯する割引等の条件をいいます。

(17) 消費税等相当額

消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当

する金額をいいます。

(18) 消費税率

消費税等相当額の、消費税法の規定により課される消費税の課税標準に対する割合をいいます。

(19) 給電指令

お客さまの電気の使用について、一般送配電事業者が保安上、需給上または電気の品質維持の観点から必要に応じて行う運用に関する指示をいいます。

(20) 供給地点特定番号

需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(21) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 16 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(22) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(23) 平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間とします。）をいいます。

4. 単位および端数処理

本約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1 ワットまたは 1 ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペア (kVA) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力および最大需要電力の単位は、1 キロワット (kW) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1 キロワット時 (kWh) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1 パーセント (%) とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。（消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ 1 円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。）

5. 実施細目等

本約款の実施上必要な細目事項は、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。なお、お客さまは、一般送配電事業者が、託送供給等約款の実施上、お客さまとの協議が必要であると判断し

た場合、一般送配電事業者と協議をしていただく必要があります。

Ⅱ 契約について

6. 電気需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たに電気の電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款および一般送配電事業者の託送供給等約款におけるお客さまに関する事項を遵守することを承認のうえ、当社所定の様式によって、下記の事項を明らかにして、申込みをしていただきます。
お客さま名、契約プラン、供給電気方式、需給地点(電気の需給が行われる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。以下同様とします)、需要場所、供給地特定番号、供給電圧、契約主開閉器、契約電流、契約容量、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法、その他契約に必要となる一切の事項。
- (2) 契約プランは、お客さまとの協議により決定させていただきます。
- (3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただきます。
- (4) お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、予備電力の申込み、保安用の発電設備の設置、または蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合には、お客さまにおいて無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。
- (5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、予め当該一般送配電事業者の供給設備の状況等について当社に照会していただき、申込みをしていただきます。

7. 契約の要件

お客さまに当社が電気を供給する際は、一般送配電事業者の供給設備を使用いたします。それにもない、お客さまには、法令で定める技術要件、その他の法令等にしがたい、かつ一般送配電事業者の定める託送供給等約款における需要者にかかわる事項および託送供給等約款で定める需要者としての要件を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令にしがたっていただきます。

8. 電気需給契約の成立および契約期間

- (1) 電気需給契約は、申込みに対して当社が承諾したときに成立いたします。ただし、一般送配電事業者との接続供給契約について、一般送配電事業者の承諾が得られないことを解除条件として、需給契約は、当社が承諾したときに遡って終了する場合があります。この場合には、当社は、その理由をお客さまへお知らせいたします。
- (2) 電気事業法および小売電気事業の登録の申請等に関する省令に規定する供給条件の説明時に交付する書面、および契約締結後に交付する書面に代わる方法として、当社は、原則として、電磁的方法を用いることを、お客さまは予め承諾するものといたします。
- (3) 契約期間は、次によります。

イ 需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ お客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。なお、契約期間が延長される場合、当

社は、原則として、延長後の契約期間のみを書面を交付することなく説明し、かつ、当社の名称および住所、お客さまとの契約の年月日、延長後の契約期間ならびに供給地点特定番号を記載した書面を契約延長後に交付することを、お客さまは予め承諾するものいたします。また、説明および契約期間延長時の交付の方法として、当社は、原則として、電磁的方法を用いることを、お客さまは予め承諾するものいたします。

- (4) (1)および(3)にかかわらず、お客さまからの契約の申込みを当社が承諾する前にお客さまが電気の利用を開始された場合は、その利用を開始した日に遡って需給契約が成立したものといたします。

9. 需要場所

一般送配電事業者の託送供給等約款に定めるところによるものいたします。

10. 電気需給契約の単位

- (1) 当社は、電気の1需要場所について、原則1電気需給契約を締結します。ただし、電灯または小型機器と動力をあわせて使用する需要の場合は、複数の電気需給契約を締結することができます。
- (2) 1電気需給契約には、お客さまが選択した1電気料金メニューを適用するものとし、適用条件を満たす場合には、付帯メニューを適用します。

11. 供給の開始

- (1) 当社は、電気需給契約が成立したときには、お客さまと協議のうえ下記イ、ロにしたがって需給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。なお、一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。
- イ 他の小売電気事業者からの切り替えにより需給を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する電気の検針日とします。ただし、記録型計量器が設置されている場合はこの限りではありません。
- ロ 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、お客さまの希望する日とします。ただし、いずれの事業者とも契約関係がない状態で当該需要場所にて電気の使用を開始し、後に当社との需給契約が成立した場合には、その使用を開始した日とします。
- (2) 当社は、天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等の不可抗力（以下「非常変災等」といいます。）、一般送配電事業者もしくは当社の需給契約提供準備等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。

12. 供給の単位

当社は、次の場合を除き、1需要場所につき1供給電気方式1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合。
- (2) その他技術上、経済上やむをえない場合。

13. 承諾の限界

当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況その他によってやむをえない場合には、電気需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合には、その理由をお客さまにお知らせいたします。

14. 電気需給契約書の作成

お客さまが希望される場合または当社が必要とする場合は、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 料金および契約プラン

15. 料金

(1) 料金は、基本料金、電力量料金および【別表】1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ 基本料金は契約電流、契約容量、契約電力に応じて算定し、電力量料金はその一月の使用電力量によって算定します。ただし、その一月の電気をまったく使用しない場合の基本料金は半額とします。

また、基本料金は、電灯契約以外の契約で(2)によって力率割引または割増をする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。

なお、事前にいただいた情報と各電力使用量が著しく異なる場合は料金の変更を含め、別途、協議させていただきます。

ロ 電力量料金は、【別表】2. 燃料費調整 (1)イによって算定された平均燃料価格が、【別表】2. 燃料費調整 (1)ロによって算定された燃料費調整額を下回る場合は【別表】2. 燃料費調整 (1)二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、【別表】2. 燃料費調整 (1)イによって算定された平均燃料価格が、【別表】2. 燃料費調整 (1)ロによって算定された燃料費調整額を上回る場合は、【別表】2. 燃料費調整 (1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(2) 電気機器の力率をそれぞれの入力によって【別表】3. 加重平均力率の算定により加重平均してえた値が、85 パーセントを上回る場合は、基本料金を 5 パーセント割引し、85 パーセントを下回る場合は、基本料金を 5 パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、各一般送配電事業者の託送供給等約款に定める進相用コンデンサ取付容量基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けてあるものについては 90 パーセント、取り付けてないものについては 80 パーセント、電熱器については 100 パーセントといたします。また、まったく電気を使用しないその 1 月の力率は、85 パーセントとみなします。なお、力率情報が照会できない場合は、力率割引および力率割増しは対象外といたします。

16. 契約プラン

(1) 契約プランに関する詳細事項は、各契約プランの定義書にて定めます。

(2) 各契約プランの定義書では、適用条件、供給電気方式、供給電圧および周波数、契約電力等、契約プランの適用期間等を定めます。

IV 料金の算定および支払い

17. 料金の適用開始の時期

料金は、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給開始日から適用いたします。

18. 検針日

検針日は、次により、各月ごとに一般送配電事業者が実際に検針を行った日または検針を行ったものとされる日といたします。

- (1) 検針日は、需給地点ごとに一般送配電事業者が定めた日（一般送配電事業者がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日および休日等を考慮して定めます。）といたします。
- (2) 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、(1)にかかわらず、一般送配電事業者が定めた日以外の日に検針をおこなうことがあります。
- (3) 一般送配電事業者は、計量器の故障や非常変災等の特別の事情がある場合には、月ごとに電気の検針を行わないことがあります。この場合、電気の検針を行わない月については、送配電事業者があらかじめ定めた電気の検針日に電気の検針を行なったものとします。

19. 料金の算定期間

料金の算定期間は、原則として前月の検針時から当月の検針時までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または電気需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始時から直後の検針時までの期間または直前の検針時から消滅時までの期間といたします。

20. 使用電力量等の計量

- (1) 使用電力量の計量は、一般送配電事業者が設置する電力量計に記録された値の読みによるものとし、検針日における電力量計の読み（電気需給契約が消滅した場合は、原則として消滅時における電力量計の読みといたします。）と前回検針時の読み（電力の供給を開始した場合は、原則として開始時における電力量計の読みといたします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量といたします。
- (2) 最大需要電力の計量は、一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものといたします。
- (3) 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した電力量計により行うものといたします。

21. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、検針期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始、再開、もしくは停止し、または電気需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約電流、契約容量、契約電力、契約プラン、契約負荷設備等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は、基本料金、電力量料金および【別表】1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。
- (3) (1)イ、ロの場合、基本料金に関しては日割計算といたします。その算定方法は、基本料金額に供給した日数を乗じ、該当する月の全日数で除した金額といたします。ここに、(1)イの場合に

において、供給した日数とは、電気の供給の開始日および再開日を含み、停止日および消滅日を除くものいたします。また、(1)ロの場合には、料金の変更があった日の前日までの供給日数につき変更前の基本料金を、変更日以後の供給日数につき変更後の基本料金を適用いたします。

【日割計算の基本算式】

日割計算の基本算式は、次の通りいたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

ロ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

イ) (1)イの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

ロ) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数に、それぞれの契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合

日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて、電力量料金を日割計算するロのイ、ロ)に定める基本算式により算定いたします。

- (4) (1)イの場合の使用電力量については、料金の算定期間の使用電力量により算定し、(1)ロの場合の使用電力量については、料金の変更のあった日に確認した計量値により、その前後の期間に区分して算定いたします。なお、一般送配電事業者が計量した使用電力量を料金の算定期間の使用電力量といたします。

22. 料金の支払義務ならびに支払期日および支払期限

- (1) お客様の料金の支払義務は、一般送配電事業者から検針の結果等を受領したことにより当社にて料金の請求が可能となった日（以下「請求可能日」といいます。）に発生いたします。この場合の請求可能日は、託送約款等に定める検針日（以下「検針日」といいます。）といたします。ただし、検針日に検針が行なわれない等の事情により、一般送配電事業者から検針の結果等を検針日の翌日以降に受領した場合の請求可能日は、当社が検針の結果等を受領した日といたします。また、需給契約が終了した場合の請求可能日は、需給契約の終了日以降に当社が検針の結果等を受領した日といたします。
- (2) 当社は、料金の請求額を、当社が運営するウェブサイト上のお客様のマイページに掲示することによりお客様の閲覧に供します。当社による当該掲示をもって、お客様への請求を行ったものとします。
- (3) お客様が、(2)にかかわらず、料金の請求額に係る請求書等の発行を希望される場合は、当社が別途定める手数料等のお支払いを条件に、当社は当該請求書等を発行いたします。
- (4) 料金の他、工事費その他の電力需給契約に基づき発生する支払債務の請求額に係る請求書等の発行手数料等については無料とします。
- (5) 電気需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて電気需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。
- (6) お客様の料金の支払期日は、下記のイからニの場合を除き、口座振込による支払いの場合は、算定期間の翌日（支払義務発生日）より起算して30日以内とします。なお、支払期日または支

払期限の最終日が土曜日、日曜日、もしくは国民の祝日に関する法律に規定する休日に該当する場合は、それぞれ、その前の最初の営業日とします。口座振替による支払いの場合は、算定期間の翌日以降に当社が指定する振替日とします。

- イ お客さまが、振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合
 - ロ お客さまが、破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受けまたは自ら申立を行った場合
 - ハ お客さまが、強制執行または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合
 - ニ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
- (7) (6)イからニまでに該当する場合、お客さまの料金の支払期限は、次のとおりといたします。
- イ (6)イからニまでに該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までといたします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
 - ロ (6)イからニまでに該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内といたします。
- (8) お客さまが、(6)イからニまでに該当する事由を解消された場合には、当社に申し出ていただきます。この場合には、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客さまがその事由に該当しなかったものとみなします。
- (9) お客さまが、領収書（口座振替のお客さまのみ）および支払証明書の発行を希望される場合は、当社が別途定める手数料等のお支払いを条件に、当社は当該書面等を発行いたします。

23. 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、当社が指定した金融機関等を通じてイまたはロにより支払っていただきます。ただし、料金がお客さまの指定する口座から振替日に引き落とされなかった場合には、ロにより支払っていただきます。
- イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法。この方法を希望される場合は、当社が指定した様式により予め当社に申し出ていただきます。
 - ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じた払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。なお、この場合に振込手数料等が発生する場合は、お客さまのご負担とさせていただきます。
- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。
 - ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。
- (3) 支払っていただいた料金は、支払義務の発生した料金の順序で充当いたします。なお、支払義務の発生した料金その他とその延滞利息については、それぞれ延滞利息から充当いたします。
- (4) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(3)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いが

なされたものといたします。

- (5) (2)による支払いがなされなかった場合、当社から電話、電子メールまたは文書等による督促を行うことがあります。

支払期日を経過した後なお、料金の支払いがなされなかった場合は、40（解約等）にしたがい需給契約を解約することができるものとします。

- (6) お客様の電気料金が、1,000 円を下回る場合については、当社は、(1)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。ただし、この支払方法を承諾しないことを予め申し出ていただいた場合は、この限りではありません。
- (7) 当社、当社が指定した金融機関もしくは当該一般配送電事業者等でのシステム・ネットワークの障害等、もしくは天変地変等のやむをえない事情により、当社による請求もしくは支払いの受付ができない場合、翌月以降に料金をまとめてお支払いいただく場合があります。また、(1)イまたはロの方法に係る手続きが完了しない場合、(1)にかかわらず、翌月以降に料金をまとめてお支払いいただく場合があります。
- (8) お客様は、料金の他、工事費その他の電力需給契約に基づき発生する支払債務については、当社の求めに応じて、当社の指定金融機関口座あての銀行振込の方法で支払うものとします。この場合の振込手数料については、お客様が負担するものとします。

24. 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を 23（料金その他の支払方法）(1)イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたときは、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年 10 パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合といたします。）を乗じて算定して得た金額といたします。なお、延滞利息、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客様が延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

V 使 用

25. 適正契約の保持

当社は、お客様との電気需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

26. 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客様については 90 パーセント以上、その他のお客様については 85 パーセント以上に保持していただきます。

- (2) 当社は、技術上必要がある場合には、進相用コンデンサの開閉をお客さまにお願いすることがあります。なお、この場合で進相用コンデンサを開閉していただいたときの1月の力率は、必要に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

27. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 46（保安等に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、負荷設備、受電設備もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 38（電気需給契約の廃止）(1)、29（供給の停止）により必要な処置
- (6) その他本約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

28. 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定はその原因となる現象が最も著しいと認める地点で行います。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設するとともに、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に接続して使用する場合も、前号に準ずるものとします。
- (3) お客さまが電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続するにあたっては、電気設備に関する技術基準、その他の法令等にしがたい、かつ、一般送配電事業者の託送供給等約款別冊に定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によるものとします。

29. 供給の停止

- (1) お客さまが次のいずれかに該当した場合、一般送配電事業者により、お客さまに予め通知することなく、電気の供給の停止が行われることがあります。
- イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ お客さまが需要場所内の一般送配電事業者の電気設備を故意に損傷し、または、亡失して一

一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

- ハ 一般送配電事業者以外の者が需要場所における一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行った場合
- (2) お客さまが次のいずれかに該当し、一般送配電事業者から当社がその旨の警告を受けた場合で、当社がお客さまに対し、その原因となった行為について改めるように求めたにもかかわらず、改めない場合には、一般送配電事業者により電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
 - ハ 27（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、立ち入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合等、お客さまが本約款において、一般送配電事業者の求めに応じること、一般送配電事業者に権限を付与することもしくは一般送配電事業者に協力することとされている事項について拒んだ場合
 - ニ お客さまから、当社もしくは一般送配電事業者に通知することとされている事項の通知を行わなかった場合
 - ホ 26（力率の保持）(1)および(2)によって必要となる措置を講じない場合
 - ヘ 28（電気の使用にとまなうお客さまの協力）(3)に反してお客さまが一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続した場合
 - ト 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用した場合
 - チ お客さまが動力電力を利用されている場合で、変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用された場合
- (3) お客さまが次のいずれかに該当するものとして、当社が一般送配電事業者から適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求められ、お客さまに対し、25（適正契約の保持）にもとづく一般送配電事業者の求めに応じた適正契約への変更および適正な使用状態への修正を求めたにもかかわらず、お客さまが、これに応じていただけないときは、一般送配電事業者により、電気の供給の停止が行われることがあります。
 - イ 契約電力をこえて接続供給を利用する場合
 - ロ 接続供給電力が契約電力を継続して下回る場合（接続供給契約の内容が、電灯または動力従量接続送電サービスの適用を受ける場合に限り。）
- (4) お客さまがその他この需給約款等に違反した場合には、当社より一般送配電事業者に、そのお客さまに係る電気の供給停止を依頼することがあります。
- (5) 本条によって電気の供給を停止する場合には、一般送配電事業者により、一般送配電事業者の設備またはお客さまの電気設備において、供給停止のための必要な処置が行われます。なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただくものとします。

30. 供給停止の解除

29（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実にとまなない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。

- (1) 非常変災の場合
- (2) 夜間（当社営業時間外をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

- (3) その他特別の事情がある場合

31. 違約金

- (1) お客さまが 29（供給の停止）(1)ハに該当し、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は、契約プランの定義書ならびに本約款および【別表】に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、6 月以内で当社または一般送配電事業者が決定した期間といたします。

32. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止、またはお客さまに電気の使用を制限しもしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、またはそのおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者の電気工作物の点検、修繕、変更その他工事上やむを得ない場合
 - ハ 非常変災等により、一般送配電事業者から、お客さまの電気の使用の制限もしくは中止を受けた場合
 - ニ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には、当社は、あらかじめわかっている場合はその旨をお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

33. 制限または中止の料金割引

当社は、32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限もしくは中止した場合には、一般送配電事業者からの通知にもとづいて、託送供給等約款で定められた通り、割引いたします。ただし、その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は、そのお客さまについては割引いたしません。

なお、一般送配電事業者の託送供給等約款が変更された場合は、本項の定めに限らず、変更後の託送供給等約款で定められた算定方法を適用いたします。

34. 損害賠償の免責

- (1) 当社は、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できない場合には、お客さまの受けた損害の賠償の責めを負いません。
- (2) 32（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものときには、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 当社は、お客さまが 6（電気需給契約の申込み）(4)による措置を講じなかったことによって生じた損害について賠償の責めを負いません。
- (4) 29（供給の停止）、または電気需給契約の期間満了もしくは解約により電気需給契約が消滅した場合には、その名目、理由の如何を問わず、当社はお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (5) 当社は、お客さまが漏電その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。ただ

し、当社の責めとなる理由による場合は、この限りではありません。

- (6) 非常変災等によってお客さまもしくは当社が損害を受けた場合、当社もしくはお客さまはその損害について賠償の責めを負いません。
- (7) 当社は、一般送配電事業者の責めとなる理由により被ったお客さまの損害について賠償の責めを負いません。

35. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、当社が一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、当社は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価格と取替工事との合計額

VI 供給および契約の変更、終了

36. 電気需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約について）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。契約プラン、契約電流、契約容量、および契約電力を変更する場合、契約変更時に当社が承諾した供給日から契約変更後の供給条件を適用いたします。

37. 名義の変更

合併、会社分割、相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合、当社指定の手続きを経て、当社が承認した場合、名義変更の手続きが可能です。

38. 電気需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

なお、お客さまが当社に解約通知をせずに他の小売電気事業者に需給契約の申込みを行ったことによって、電力広域的運営推進機関から当社に廃止期日の通知がなされた場合、当該通知をもってお客さまの解約通知とするものとします。

- (2) 電気需給契約は、40（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日または電力広域的運営推進機関から当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

なお、この場合、必要に応じて一般送配電事業者またはお客さまの電気設備において、お客さまへの電気の供給を終了させるために必要な処置が行われ、お客さまは必要に応じてこれに協力していただきます。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給

契約が消滅したものといたします。

- ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

39. 需給開始後の電気需給契約の消滅変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) 次の場合には、当社は契約の消滅または変更の日に料金および工事費をお客さまに請求いたします。
 - イ 当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、お客さまが契約容量を新たに設定し、または増加された後、1年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額をお客さまに申し受けます。また、当社は、お客さまが契約容量を新たに設定、増加されたことにもない一般送配電事業者から新たに施設した供給設備について、一般送配電事業者から請求を受けた工事費相当額として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額および手数料を申し受けます。
 - ロ 当社との契約開始日に係わらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、お客さまが契約容量を新たに設定、増加された後、1年に満たないでこれを減少しようとした場合は、このことを原因として当社が一般送配電事業者から請求を受けた金額を申し受けます。また、当社は一般送配電事業者の供給設備のうち契約容量の減少に見合う部分について、一般送配電事業者との差額および手数料をお客さまに申し受けます。
- (2) 非常変災等、やむをえない理由による場合は、(1)にかかわらず精算いたしません。

40. 解約等

- (1) 当社は、次の場合には、需給契約を解除することがあります。なお、この場合には、15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。お客さまに対して、契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび、お客さまが希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者又は一般送配電事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。
 - イ 29（供給の停止）に定める電気の供給が停止される場合に該当することが明らかになった場合
 - ロ お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ハ お客さまが他の需給契約（既に終了しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合
 - ニ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金等相当額その他本約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ホ お客さまが振り出しもしくは引き受けた手形または振り出した小切手について銀行取引停止処分を受ける等支払停止状態に陥った場合
 - へ お客さまが破産手続き開始、再生手続き開始、更生手続き開始、特別清算開始もしくはこれらに類する法的手続きの申立てを受けまたは自ら申立てを行なった場合
 - ト お客さまが強制執行または担保権の実行としての競売の申立てを受けた場合
 - チ お客さまが公租公課の滞納処分を受けた場合
 - リ お客さまがその他本約款に反した場合

- (2) お客様が、38（電気需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転される等、電気を使用されていないことが明らかな場合には、電気を使用されていないことが明らかになった日に需給契約は終了するものといたします。
- (3) 次の場合には、当社は、電気需給契約を解約することができます。
 - イ 非常変災等または相当な期間にわたり日本卸電力取引所の価格が高騰し、当社からお客様への電力の供給が困難である、または、そのことが見込まれると判断した場合
 - ロ 非常変災等によって、お客様の電力需要が大幅に低下した、または、お客様の需要場所が遺失した場合
 - ハ お客様の需要場所が閉鎖、または、所有権の移転を理由として、その電力需要がなくなった場合
- (4) (3)の事由に該当し、電気需給契約を解約する場合は、当社はお客さまにすみやかにご連絡いたします。その際、当社は一般送配電事業者に電気供給停止の接続申込みを行い、お客さまには他の小売電気事業者への電気の供給の申込み手続きをとっていただきます。
- (5) 37（名義の変更）の際に、当社は電気需給契約を解約いたします。

41. 契約プラン料金の改定

当社は、以下の理由により、お客さまと同意した電気料金について改定することができます。

- (1) 経済情勢の変動、天変地変、法令の制定または改廃その他著しい事情の変更によりお客さまと同意した条件が不相当となったと認められる場合。
- (2) 一般送配電事業者が送電サービス料金を改定した場合。なお、上記により、料金改定を行う場合には、2（需給約款等の変更）にしたがうものとします。本サービスをご利用の際には、随時、最新の電気料金のご案内をご参照いただきます。

42. 電気需給契約消滅後の債権債務関係

電気需給契約期間中の料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

Ⅶ 供給方法、工事および工事費の負担

43. 供給方法および工事

一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様が電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送約款等に定めるところによるものといたします。

44. 工事費負担金等相当額の申受け等

- (1) 一般送配電事業者から、託送約款等にもとづき、お客様への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、当社は、請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等相当額に係る工事費負担金の精算を受けた場合は、当社は、工事費負担金等相当額をすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送約款等にもとづき当社の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客様の負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) お客様の都合によって供給開始に至らないで本契約を解約または変更される場合であっても

本条が適用されます。

Ⅷ 保 安

45. 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者または経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）へ通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。
- (3) (2)により一般送配電事業者が調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

46. 保安等に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、一般送配電事業者はただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者へ通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

Ⅸ その他

47. 禁止、保証事項

- (1) お客さまは、本サービスの利用に際して、以下に記載する行為を行わないことを保証していただきます。
 - イ 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
 - ロ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある行為
 - ハ 当社または第三者の著作権、商標権、特許権等の知的財産権、名誉権、プライバシー権、その他法令上または契約上の権利を侵害する行為
 - ニ お客さまは、本約款にもとづくすべての契約について、その契約上の地位およびこれにより生じる権利義務の全部または一部を、当社の書面による事前の承諾なく第三者に譲渡する

行為

- (2) 当社およびお客さまは、現在および将来にわたって相互に、自己が、次の各号の事項について表明・確約し保証するものとします。
- イ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに準ずる者をいいます。以下同様とします。）ではないこと。
 - ロ 自己または第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等の威力を利用していると認められる関係を有しないこと。
 - ハ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
 - ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為
 - ホ 反社会的勢力が当社またはお客さまの経営に関与する行為
- (3) 当社およびお客さまは、現在および将来にわたって相互に、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを確約し保証するものとします。
- イ 暴力的な要求行為
 - ロ 法的な責任をこえた不当な要求行為
 - ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ニ 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ホ その他前各号に準ずる行為
- (4) 上記(1)から(3)のいずれかに該当する行為、確約に違反した場合、40（解約等）(1)にしたがい、需給契約を解除することができるものとします。なお、当社またはお客さまが本条にもとづき本サービスを解除した場合、解除者は相手方に対し損害賠償義務を負担しないものといたします。

48. 消費税法改正の場合の取り扱い

消費税法が改正された場合、当社は、当該改正消費税法にのっとり電気料金を計算の上、お客さまから申し受けます。この場合、消費税等相当額および消費税率も改正消費税法によるものとします。

49. お客さまに係る情報の取り扱い

- (1) 当社は、基本情報（氏名、住所、電話番号および電力需給契約の契約番号）、および 供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般電気事業者の供給 区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、接続送電 サービスメニュー、力率、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力需給契約の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般電気事業者の業務遂行のため、小売電気事業者（取次事業者含む）、一般送配電事業者および電力広域的運営推進機関との間で、お客さまの個人情報を共同で利用することがあります。
- (2) 当社は(1)に記載のお客さまに係る情報を、当社および、取次事業者を含む提携事業者の業務（契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、アフターサービス業務、その他の当社の契約約款等に係る業務）の遂行上必要な範囲で利用します。また、業務の遂行上必要な

範囲での利用には、お客さまに係る情報を当社の業務を委託している者、および銀行等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、当該業務遂行にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

50. 適用関係および協議

お客さまと当社との電気需給契約および本約款等に規定していない事項において、法令または一般送配電事業者の託送供給約款等にのっとっているものは、その法令または一般配電事業者の定める託送供給約款等によるものとします。ただし、お客さまと当社との協議によることができるものは、それによります。

51. 準拠法

本約款に関する権利義務は、日本法に準拠し、これにしたがって解釈されるものとします。

52. 管轄裁判所

お客さまとの電気需給契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所をもって第一審の合意管轄裁判所といたします。

53. クーリング・オフ

特定商取引に関する法律（以下、「特商法」といいます。）第 2 条に定める訪問販売または電話勧誘販売で、当社と電気需給契約を締結した場合（取次業者がいる場合は、取次業者と電気需給契約を締結した場合を含みます。以下、本条において同様とする。）、特商法に基づくクーリング・オフの対象となります。但し、お客さまが法人の場合、または営業のために電気需給契約を締結した場合は、この限りではありません。

- (1) お客さまがクーリング・オフを希望される場合には、お客さまが契約書面を受領した日（その前に申し込み内容を記載した書面を受領している場合は、その受領した日）から起算して 8 日を経過する日までに当社（又は当社の代理人）へ書面による申し出をして頂きます。
- (2) クーリング・オフの効力は(1)の申し出をされたとき(郵便消印日付等)に生じます。
- (3) (1)の申し出によりクーリング・オフが成立した場合、当社と電気需給契約を締結する前の小売電気事業者の電気需給契約に戻る場合は、お客さまから当該小売電気事業者へ連絡をして頂く必要がございます。
- (4) (1)の申し出によりクーリング・オフが成立した場合で、電気供給に必要な工事の準備を開始している等にて原状回復をする必要がある場合には、それに要する費用は当社が負担致します。
- (5) (1)の申し出によりクーリング・オフが成立した場合、当社との電気需給契約に基づく電気供給によりお客さまが得られた利益に相当する金銭、ならびにクーリング・オフに伴い発生する当社の損害に係る金額の支払いをお客さまに請求することはありません。

54. この需給約款実施期日

本約款は 2017 年 5 月 18 日より施行するものといたします。

【別表】

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第12条第2項の規定にもとづき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯Aの場合は、最低料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、最低料金適用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。また、電力量料金の再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の料金に係る計量期間等の始期から翌年の4月の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

2. 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$\alpha \cdot \beta \cdot \gamma$ は、原油・液化天然ガス・石炭について、原油へ単位をあわせ、各燃料の構成比を乗じた係数（一定）で、これによりそれぞれの燃料の平均価格から原油換算の平均燃料価格を算定いたします。

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

α 、 β 、 γ はお客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者エリアごとに次のとおりといたします。

	α	β	γ
東京電力エリア	0.197	0.4435	0.2512

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{基準燃料価格} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料単価を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - \text{基準燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

基準燃料価格は、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

東京電力エリア	44,200 円
---------	----------

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	翌年の5月の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに次のとおりといたします。

	1キロワット時につき
東京電力エリア	22 銭 8 厘

※従量制供給での基準単価となります。

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を請求書に明示する等によりお知らせいたします。

3. 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率 (パーセント)} = \frac{100 \text{ べつ} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱} \\ \text{器総} \\ \text{容量} \end{array} \right\} + 90 \text{ べつ} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 90 べつ} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\} + 80 \text{ べつ} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率 80 べつ} \\ \text{の 機 器} \\ \text{総 容 量} \end{array} \right\}}{\text{機器総容量}}$$

4. 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の料金の算定期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。なお、この場合の計量器の取付けは、一般送配電事業者が託送供給等約款にて定める計量器等の取付け基準に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

計量電力量

100 パーセント + (±誤差率)

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

- イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月
- ロ 一般送配電事業者が発見し測定したときは、発見日の属する月

5. 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の電気料金の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 料金計算が従量料金のみ

電力使用量 × 従量単価

ロ 基本料金の場合

イ) 基本料金

$$\text{基本料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ロ) 電力量料金

電力使用量 × 電力使用量別段階従量単価

日割計算における電力使用量別段階従量単価については下記の通り定める。

● 通常計算時

	適用範囲	単価
第一段階料金	最初の α kwh まで	X
第二段階料金	α kwh 超過、 β kwh まで	Y
第三段階料金	β kwh 超過分	Z

● 日割計算時

α'	第一段階料金 適用電力量	=	α kwh	×	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
β'	第二段階料金 適用電力量	=	$(\beta \text{ kwh} - \alpha \text{ kwh})$	×	$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$
γ'	第三段階料金 適用電力量	=	使用電力量 - $(\beta \text{ kwh} + \alpha \text{ kwh})$		

※ 小数第一位四捨五入

	適用範囲	単価
第一段階料金	α' kwh	X
第二段階料金	β' kwh	Y
第三段階料金	γ' kwh	Z

- ハ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）を算定する場合
- イ) 21（料金の算定）(1)イの場合
料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。
- ロ) 21（料金の算定）(1)ロの場合
料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
- ロ 需給契約が消滅した場合
消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

6. 契約電力および契約容量の計算方法

契約容量または契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下の算定式により算定された値といたします。なお、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(アンペア)} \times \text{電圧(ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$